

教員免許更新制の廃止に伴う官制研修強化と 自主研修保障に関する特別決議

「教育公務員特例法および教育職員免許法の一部を改正する法律案」が5月11日、国会において可決成立し、7月1日から教員免許更新制が廃止されます。同時に教育公務員特例法が改訂され、教員ごとに「研修などに関する記録」を行うことを義務付け、校長による「指導・助言」を行うこととしました。新たな研修制度が2023年4月から始まることとなります。

教育公務員特例法第22条では「教育公務員に研修の機会が与えられなければならない」「勤務場所を離れて研修を行うことができる」としているように、教育公務員の研修は権利であり、自由で自主的な研修の保障こそが教育にとっては有益だと言えます。

「研修などに関する記録」を強制することは管理職・教育委員会及び教職員の業務負担を著しく増大させます。また研修の記録は、教職員の自主的・主体的な研修を教育委員会が縛ることとなり、萎縮を招いてかえって教職員の資質向上にマイナスに働くとと言えます。

衆参両院の附帯決議（衆議院4/12、参議院5/10）では「研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとする」「本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないように十分留意する」と述べており、教育行政は遵守すべき責務を負っています。

研修は教職員の権利であり、個々の自主性を尊重し、承認研修の対象を拡大する等、自主的な研修権が保障されなければなりません。免許更新制廃止にあたり、教員研修に関して新たな制度をつくることは教職員の負担を増やすことになるため、制度構築をするべきではありません。また教員研修の記録や受講報告書などを人事評価や給与反映などとリンクさせることがあってはなりません。研修に関わる教員の主体性が尊重され、学びの内容の多様性が重視され確保されて、創造的な教育実践が展開できるのです。

長野県教育文化会議は創立以来50年にわたる教育実践の蓄積と民主的、主体的な教育研究活動を追求してきました。憲法と子どもの権利条約に基づき、平和を守り真実を貫く民主教育を確立するために、教文活動を一層発展させます。さらに教職員としての自覚に基づき、自主研修に努め、創造的な研究・実践を展開します。以上決議します。

2022年6月11日
長野県教育文化会議